

## 八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付要項

### (目的)

**第1条** この要項は、八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用する荷主に対し、八代港ポートセールス協議会がコンテナ輸出入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、八代港における取扱貨物の増加を図り、国際物流の利便性向上、さらには熊本県における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規利用企業 前年度に熊本県内港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した輸出入に係る国際コンテナ利用拡大助成金の交付を受けていない企業。ただし、国内コンテナ定期航路については、国際フィーダー貨物を対象とし、国内のみの移出入は除く。
- (2) 継続利用企業 前年度に熊本県内港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した輸出入に係る国際コンテナ利用拡大助成金の交付を受けている企業。ただし、国内コンテナ定期航路については、国際フィーダー貨物を対象とし、国内のみの移出入は除く。
- (3) TEU 20フィートコンテナ換算のコンテナ取扱個数の単位をいう。
- (4) 実入りコンテナ 貨物を積載しているコンテナをいう。
- (5) 国際フィーダー貨物 国内コンテナ定期航路を利用して、阪神港、京浜港より輸出入する貨物をいう。

### (助成対象者)

**第3条** 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人経営者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社等との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができます。ただし、荷主が助成を受ける意思がない旨の確認ができれば、当該荷主の貨物を輸送した船会社、フォワーダー等を助成対象者とすることができます。

- (1) 当該年度に八代港国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用して輸出入した企業。
- (2) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。

### (助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規利用企業に対する助成金については、当該年度における実入りコンテナ取扱個数 1TEU当たり 2万円（小口混載貨物を除く。）を助成する。
- (2) 継続利用企業に対する助成金については、当該年度における実入りコンテナ取扱個数 1TEU当たり 1万5千円（小口混載貨物を除く。）を助成する。

### (交付申請)

**第5条** 助成金の交付申請については、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規利用企業に対する助成金について、助成金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、港湾運送事業者を通じ、前月のコンテナ輸出入実績分を、翌月 15 日までに、【新規利用企業】八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書（別記第 1 号の 1 様式）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、3月実績分については、3月 31 日までに提出するものとする。
- (2) 継続利用企業に対する助成金について、申請者は、港湾運送事業者を通じ、前月のコンテナ輸出入実績分を、翌月 15 日までに、【継続利用企業】八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書（別記第 1 号の 2 様式）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、3月実績分については、3月 31 日までに提出するものとする。

### (交付決定)

**第6条** 会長は、前条の申請書を受理したときはその日から 14 日以内に申請内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、すみやかに当該申請者へ助成金を交付し、不交付の場合は、八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金不交付決定通知書（別記第 2 号様式）により通知する。

### (助成金の返還)

**第7条** 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

### (その他)

**第8条** この要項に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要項は、平成 24 年 5 月 8 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付要項（平成 21 年 7 月 22

日施行)は廃止する。

- 3 この要項は、平成25年6月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 4 この要項は、平成26年6月6日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 5 この要項は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別記第1号の1様式

年　月　日

八代港ポートセールス協議会  
会長 中村 博生 様

申請者 住所  
氏名

【新規利用企業】八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書

八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金として、八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付要項第5条の規定により、下記の金額を交付してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 助成対象貨物調書（別紙様式）
- (2) 船荷証券等（写し）

（振込先口座）

金融機関名	本支店名	預金の種別	口座番号						口座名義人
		1 普通（総合） 2 当座	.	.	.	.	.	.	（フリガナ）

別記第1号の2様式

年　月　日

八代港ポートセールス協議会  
会長 中村 博生 様

申請者 住所  
氏名

【継続利用企業】八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書

八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金として、八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付要項第5条の規定により、下記の金額を交付してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 助成対象貨物調書（別紙様式）
- (2) 船荷証券等（写し）

（振込先口座）

金融機関名	本支店名	預金の種別	口座番号						口座名義人
		1 普通（総合） 2 当座	.	.	.	.	.	.	（フリガナ）

## 別紙様式

## 助成対象貨物調書

荷主名 : \_\_\_\_\_

## 【月分実績】

## 輸出実績

単位:TEU

番号	利用月日	品目	数量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
..			
..			
..			
計			

## 輸入実績

単位:TEU

番号	利用月日	品目	数量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
...			
...			
...			
計			

※船荷証券（B／L）毎に記入すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

合計

TEU

別記第2号様式

年　月　日

様

八代港ポートセールス協議会

会長 中村 博生 印

八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のありました八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金については、八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付要項第6条の規定に基づき、下記の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

1 申請金額　　金　　円

2 不交付の理由

年　月　日

八代港ポートセールス協議会事務局長 様  
(熊本県商工労働部産業振興局企業立地課長)

住 所  
港運業者名

### 八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書について（送付）

このことについて、申請のあった下記荷主企業は、当該助成金交付要項に規定する助成対象者に該当することが確認できましたので、必要資料を添えて送付します。

記

1 八代港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書 件分

#### 2 概 要

企業名 ( )

対象要件	
国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続	適・否
前年度の熊本県内港に係る国際コンテナ利用拡大助成金の交付実績	有・無
八代港の利用日	別添「助成対象貨物調書」のとおり
輸入、輸出の別	輸出・輸入
貨物の品目	別添「助成対象貨物調書」のとおり
仕向港・仕出港	
コンテナ数	TEU
備考	

※船荷証券（B/L）上の名前と申請者名が異なる場合は、当申請者が実質上の荷主であることが確認できる資料を添付して下さい。